

## 審理員となるべき者の名簿

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

審理員となるべき者
総務部県政情報・文書課の主任主査（審理担当）の職にある職員

（令和5年4月1日現在）